

その他に係るQ & Aについて

養成施設指針通知及び学校指針通知の別添2のIの7関係

- Q 1. 今回の改正の趣旨如何。
- Q 2. 定員を定めない学年がある場合の専任教員数の算出方法如何。
- Q 3. 定員を定めないことができる場合とはどのような場合か。
- Q 4. 例えば、定員を定めないこととした第1学年及び第2学年で履修した科目については、第3学年でコース選択をした後、当該コースの科目を履修したと取り扱って差し支えないか。
- Q 5. 既に定員が定められている養成施設が、定員を定めないこととする変更を行う場合、どのような手続になるか。
- Q 6. その他、定員を定めない学年を設ける場合の留意点はあるか。

養成施設指針通知及び学校指針通知の別添2のIの8(4)関係

- Q 7. 今回の改正の趣旨如何。
- Q 8. どのような場合に領域「介護」に係る授業について合併授業が認められるのか。

養成施設指針通知及び学校指針通知の別添2のIの7関係

(Q1)

今回の改正の趣旨如何。

(A1)

- 昨今の教育現場において、福祉を目指す学生が養成施設（学校を含む。）への入学する際、具体的な特定の資格のコース（介護福祉士や保育士など）を選択せずに入学し、1年又は2年程度一般教養や基礎的な福祉科目などを学習し、その後に具体的にどの資格コースを選択するか決定したいというニーズが高まっているとの意見がある。

このため、学生が入学時には特定の資格コースを選択せず、一定期間の学習を経た後にコース選択ができるよう、定員及び専任教員に関して措置を行ったもの。

(Q2)

定員を定めない学年がある場合の専任教員数の算出方法如何。

(A2)

- 例えば、第1学年及び第2学年は定員を定めず、第3学年及び第4学年の定員をそれぞれ60名とした場合、当該60名を第1学年及び第2学年それぞれに仮定として当てはめ、 $60 \times 4 = 240$ 名を総定員として計算を行う。
⇒ $6 + (240 - 200) \div 50 = 6.8$ 人
- なお、申請書類上は、上記の例の場合の第1学年及び第2学年の定員は「定員の定めなし」とする。

(Q3)

定員を定めないことができる場合とはどのような場合か。

(A3)

- 今回の改正の趣旨を踏まえ、定員を定める学年が2学年以上ある場合に限って、第1学年又は第1学年及び第2学年について定員を定めないことができることとしている。具体例としては以下のとおり。

①認められる。

第1学年：定員を定めない 第2学年：定員を定めない
第3学年：定員を定める 第4学年：定員を定める

②認められる。

第1学年：定員を定めない 第2学年：定員を定める
第3学年：定員を定める 第4学年：定員を定める

③認められる。

第1学年：定員を定めない 第2学年：定員を定める
第3学年：定員を定める

④認められない。定員を定める学年が1学年しかない。

第1学年：定員を定めない 第2学年：定員を定めない
第3学年：定員を定める

⑤認められない。定員を定めない学年が第1学年又は第2学年ではない。

第1学年：定員を定める 第2学年：定員を定めない
第3学年：定員を定めない 第4学年：定員を定める。

(Q4)

例えば、定員を定めないこととした第1学年及び第2学年で履修した科目については、第3学年でコース選択をした後、当該コースの科目を履修したものとして取り扱って差し支えないか。また、修業年限はどうなるのか。

(A4)

○ 前段については、お見込みのとおり。

後段については、定員を定めないとした学年も含めて修業年限とすること。(例えば、定員を定めない学年を第1学年及び第2学年、定員を定める学年を第3学年及び第4学年とする場合、修業年限は4年)

(Q5)

既に定員が定められている養成施設が、定員を定めないこととする変更を行う場合、どのような手続になるか。

(A5)

- 現行の入所定員の減に関する事項の変更の承認と同様の手続を行うこと。

(Q6)

その他、定員を定めない学年を設ける場合の留意点はあるか。

(A6)

- 定員を定めない学年から定員を定める学年に進級する際、特定の資格のコースを選択することとなるが、その際、定めた定員を超過することのないよう、必要に応じて選抜試験を行う等の取扱をあらかじめ学則又は細則などで定めておくこと。

養成施設指針通知及び学校指針通知の別添2のIの8(4)関係

(Q7)

今回の改正の趣旨如何。

(A7)

- 介護福祉士養成課程には属していないが介護に関心があり領域「介護」に含まれる科目の授業を受けたいという学生のニーズや、他の制度の状況を踏まえ、一定の要件の下で合併授業を認めることとした。

(Q8)

どのような場合に領域「介護」に係る授業について合併授業が認められるのか。

(A8)

- 領域「介護」に含まれる科目についても、他の領域に含まれる科目と同様、①「講義」形式による授業であって、②授業等の支障を来さない限り、において認められる。よって、例えば、演習や実習による授業は認められない。